

令和8年9月1日

第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公示します。

- 1 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合
鳥取県鳥取市河原町長瀬34番地5
- 2 漁業権の免許番号 内共第1号
- 3 認可に係る変更の内容 別添新旧対照表のとおり
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和9年2月1日